

# - 制定・改廃の概要 -

条例・規則名 都民の健康と安全を確保する環境に関する条例の一部を改正する条例

公布年月日・番号 平成20年7月2日・東京都条例第93号

## 1 概要

現在及び将来の都民の健康で安全かつ快適な生活環境に支障を及ぼす問題である気候変動の危機を回避し、東京を低炭素型都市へ移行させるため、これまで以上に地球温暖化の対策の推進を図るための規定を設けるほか、規定を整備する必要がある。

具体的な改正内容は次のとおり。

### (1) 地球温暖化の対策の推進

温室効果ガス排出事業者( 1 )に対し、地球温暖化の対策の推進等を義務付け

### (2) 大規模事業所からの温室効果ガス排出量の削減

ア 指定地球温暖化対策事業所( 2 )及び特定地球温暖化対策事業所( 3 )の指定手続等を規定

イ 特定地球温暖化対策事業者( 4 )に対し、自らの削減又は他者の削減量の取得( 排出量取引 )による温室効果ガス排出量の削減を義務付け

ウ 排出量取引に必要な削減量口座簿( 5 )に関する申請手続等を規定

エ 指定地球温暖化対策事業者( 6 )に対し、地球温暖化対策計画書の作成・提出・公表、統括管理者等の選任、テナント等事業者との地球温暖化対策の協力推進体制の整備等を義務付け

オ 特定テナント等事業者( 7 )に対し、特定テナント等地球温暖化対策計画書の作成・提出、地球温暖化の対策の推進等を義務付け

カ 登録検証機関( 8 )の登録手続等を規定

(3) 中小規模事業所からの温室効果ガス排出量の削減

- ア 地球温暖化対策事業者( 9 )に対し、当該事業所等ごとの地球温暖化対策報告書の作成・提出・公表、地球温暖化の対策の推進を義務付け
- イ 温室効果ガス排出事業者について、アにより地球温暖化対策報告書が提出された事業所以外の中小規模事業所における地球温暖化対策報告書の任意提出を規定

(4) 地域におけるエネルギーの有効利用

- ア 特定開発事業者( 10 )に対し、省エネルギー性能目標値の設定、有効利用が可能なエネルギーを利用するための設備の導入検討、地域冷暖房の導入検討、エネルギー有効利用計画書の作成・提出・公表、地域冷暖房を導入する場合の地域エネルギー供給計画書の作成・提出・公表等を義務付け
- イ 地域エネルギー供給事業者( 11 )に対し、エネルギーの有効利用に必要な措置の実施、地域エネルギー供給実績報告書の作成・提出・公表等を義務付け
- ウ エネルギーの有効利用にかかわるその他事業者に対し、特定開発事業者への協力等を義務付け
- エ 地域冷暖房区域の指定手続等を規定し、指定された地域冷暖房区域内の建築主等に対し、熱供給の受入についての検討を義務付け

(5) 建築物に係る環境配慮の措置

- ア 特定建築主( 12 )について、建築物環境計画書の任意提出等を規定
- イ 大規模特定建築主( 13 )に対し、環境配慮の措置の実施、再生可能エネルギーを利用するための設備の導入検討、建築物環境計画書の提出等を義務付け
- ウ 特別大規模特定建築主( 14 )に対し、省エネルギー性能基準の順守、建築物環境計画書の提出等を義務付け
- エ 特定マンション建築主( 15 )に対し、現行の販売広告に加え、賃貸広告にもマンション環境性能表示の表示を義務付け
- オ 特別大規模特定建築主に対し、省エネルギー性能評価書の作成及び特

別大規模特定建築物の売却・賃貸・信託の受益権の譲渡時の交付等を義務付け

(6) 家庭用電気機器等に係る温室効果ガスの排出の削減

ア 家庭用電気機器等（<sup>16</sup>）を設置しようとする者等について、省エネルギー性能及び再生可能エネルギーの利用による地球温暖化の防止に係る性能の優れた機器の設置等の努力義務を規定

イ 知事について、地球温暖化の防止に係る性能の優れた家庭用電気機器等の情報提供の努力義務を規定

ウ 家庭用電気機器等の販売事業者・製造事業者・輸入事業者について、現行の省エネルギー性能に加え、再生可能エネルギーの利用による地球温暖化の防止に係る性能の情報提供の努力義務を規定

エ 家庭用電気機器等の製造事業者について、省エネルギー性能及び再生可能エネルギーの利用による地球温暖化の防止に係る性能の優れた機器の開発の努力義務を規定

(7) 小規模燃焼機器に係る二酸化炭素の削減

ア 小規模燃焼機器を設置しようとする者について、現行の窒素酸化物の排出量の少ない機器の設置努力義務を、窒素酸化物及び二酸化炭素の排出量の少ない機器の設置努力義務に改正

イ 知事について、現行の窒素酸化物の排出量の少ない機器の情報提供努力義務を、窒素酸化物及び二酸化炭素の排出量の少ない機器の情報提供努力義務に改正

(8) 実効性の確保に係る規定

ア 特定テナント等事業者、地球温暖化対策事業者、特定開発事業者、特定建築主等に対する指導・助言を規定

イ 指定地球温暖化対策事業者、特定テナント等事業者、地球温暖化対策事業者、特定開発事業者、特定建築主等に対する勧告を規定

ウ 特定地球温暖化対策事業者等に対する措置命令を規定

エ 立入検査、立入調査、報告の徴収、違反者の公表の規定について、(1)

～(7)の改正に合わせて改正

オ 罰則の規定について、(2)の改正に合わせて改正

(例) 特定地球温暖化対策事業者等に対する措置命令(第八条の五)違反・・・五十万円以下の罰金に処する

(9) その他規定整備

揚水規制及び汚水の基準に関し、所要の規定を整備

## 2 施行日

(1) 地球温暖化の対策の推進

平成21年4月1日

(2) 大規模事業所からの温室効果ガス排出量の削減

平成21年4月1日

ただし、温室効果ガス排出量の削減義務、統括管理者等の選任義務、地球温暖化対策の協力推進体制の整備等の義務、特定テナント等地球温暖化対策計画書の提出等の義務、特定テナント等事業者等に対する指導・助言、特定地球温暖化対策事業者に対する措置命令については、平成22年4月1日から、削減量口座簿に係る規定については平成23年4月1日から適用

(3) 中小規模事業所からの温室効果ガス排出量の削減

平成21年4月1日

ただし、地球温暖化対策報告書の提出等は、平成22年4月1日から適用

(4) 地域におけるエネルギーの有効利用

平成22年1月1日

(5) 建築物に係る環境配慮の措置

平成22年1月1日

ただし、建築物環境計画書の任意提出については、平成22年10月1日から適用

(6) 家庭用電気機器等に係る温室効果ガスの排出の削減

公布の日

- (7) 小規模燃焼機器に係る二酸化炭素の削減

平成 21 年 4 月 1 日

ただし、知事の情報提供努力義務については、公布の日

- (8) 実効性の確保に係る規定

平成 21 年 4 月 1 日

ただし、立入調査・違反者の公表の規定の改正中家庭用電気機器等に係る温室効果ガスの排出の削減に係る部分については、公布の日

- (9) その他規定整備

公布の日

### 3 問い合わせ先

- (1) 地球温暖化の対策の推進 及び

- (2) 大規模事業所からの温室効果ガス排出量の削減 について

環境局環境政策部環境政策課

直通 03 - 5388 - 3465

内線 42 - 171

- (3) 中小規模事業所からの温室効果ガス排出量の削減 について

環境局都市地球環境部計画調整課地球温暖化対策推進係

直通 03 - 5388 - 3443

内線 42 - 721

- (4) 地域におけるエネルギーの有効利用 について

環境局都市地球環境部環境配慮事業課事業活動係

直通 03 - 5388 - 3487

内線 42 - 747

(5) 建築物に係る環境配慮の措置 について  
環境局都市地球環境部環境配慮事業課建築物係

直通 03 - 5388 - 3536

内線 42 - 751

(6) 家庭用電気機器等に係る温室効果ガスの排出の削減 について  
環境局都市地球環境部計画調整課地球温暖化対策推進係

直通 03 - 5388 - 3486

内線 42 - 713

(7) 小規模燃焼機器に係る二酸化炭素の削減 について  
環境局環境改善部大気保全課

直通 03 - 5388 - 3493

内線 42 - 361

(8) 実効性の確保に係る規定 について  
(内容に応じて(1)から(7)までの各担当にお問い合わせください)

(9) その他規定整備 について

揚水規制に関すること

環境局自然環境部水環境課地下水管理担当

直通 03 - 5388 - 3496

内線 42 - 623

汚水の基準に関すること

環境局自然環境部水環境課河川規制担当

直通 03 - 5388 - 3494

内線 42 - 655

## 注

- 1 温室効果ガス排出事業者・・・事業活動に伴い温室効果ガスの排出を行っている事業者
- 2 指定地球温暖化対策事業所・・・前年度の温室効果ガスの排出の状況が規則で定める要件に該当した事業所
- 3 特定地球温暖化対策事業所・・・規則で定める期間連続して指定地球温暖化対策事業所の要件に該当した事業所
- 4 特定地球温暖化対策事業者・・・特定地球温暖化対策事業所の所有者等
- 5 削減量口座簿・・・排出量取引を通じて削減義務の履行に利用できる削減量について、その帰属の状況などを明らかにするための記録システム
- 6 指定地球温暖化対策事業者・・・指定地球温暖化対策事業所の所有者等
- 7 特定テナント等事業者・・・規則で定める要件に該当するテナント等事業者
- 8 登録検証機関・・・温室効果ガス排出量が正しく算定されていること等の検証を行う機関
- 9 地球温暖化対策事業者・・・その設置している中小規模の事業所、事務所、営業所等(フランチャイズ契約に温室効果ガスの排出に関する事項で、規則で定めるものに係る定めのある加盟者の事業所等を含む。)における温室効果ガス排出量の合計が規則で定める要件に該当した事業者
- 10 特定開発事業者・・・規則で定める規模の開発を行う事業者
- 11 地域エネルギー供給事業者・・・特定開発区域(特定開発事業を行う区域)及びその周辺の地域に熱又は熱と併せて電気の供給を行う事業者
- 12 特定建築主・・・特定建築物(規則で定める規模以上の建築物)の新築等を行う建築主
- 13 大規模特定建築主・・・大規模特定建築物(規則で定める規模を超える特定建築物)の新築等を行う建築主
- 14 特別大規模特定建築主・・・特別大規模特定建築物(規則で定める規模を超える大規模特定建築物)の新築等を行う建築主
- 15 特定マンション建築主・・・特定マンション(特定建築物のうち規則で定めるマンション)について建築物環境計画書を提出した者
- 16 家庭用電気機器等・・・一般消費者が通常生活の用に供する電気機器その他の機械器具で、エネルギー使用に伴う温室効果ガスの排出の量が相当程度多くなるおそれのあるもの